

平成29・30年度小規模修繕業者名簿登載申請の手引き(随時申請)

平成29・30年度に相模原市が発注する小規模修繕の業者名簿に登載を希望される方は、下記事項に注意のうえ、名簿登載資格審査に必要な書類を作成し、提出してください。

この名簿登載は、契約課以外の各担当課において、250万円以下の簡易な修繕等の発注に際し、見積り等を依頼する業者選定の参考にするものです。

かながわ電子入札共同システムにおける入札参加資格認定申請(工事)との重複申請はできません。また、本市の入札に参加することはできませんので、あらかじめご了承ください。

提出要領

1 申請書の提出方法

郵送又は契約課窓口持参による受付

提出要領を確認のうえ、必要書類を全て揃えて提出してください。

あて先 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 契約課

12ページを切り取ってご利用ください。

次の日程で、申請を受け付けます。

申請期間(消印有効)	審査基準日	名簿登載日
4月1日～10日	3月1日	5月1日
5月1日～10日	4月1日	6月1日
6月1日～10日	5月1日	7月1日
7月1日～10日	6月1日	8月1日
8月1日～10日	7月1日	9月1日
9月1日～10日	8月1日	10月1日
10月1日～10日	9月1日	11月1日
11月1日～10日	10月1日	12月1日
12月1日～10日	11月1日	1月1日
1月1日～10日	12月1日	2月1日
2月1日～10日	1月1日	3月1日
3月1日～10日	2月1日	4月1日

平成29・30年度小規模修繕業者名簿登載申請の最終申請期間は

平成31年2月1日～10日(名簿登載日:平成31年3月1日)となります。

2 登載の有効期間

名簿登載日から平成31年3月31日まで

3 対象業者

修繕(工事)請負業者(簡易な修繕等の小規模工事を行う業者)

4 申請者の資格

次の事項に該当していることを要します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者(下記参照)
- (2) 引き続き1年以上その事業を営んでいる者(同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情(組織変更、合併等)にあると認められる者を含む。)
- (3) 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を完納している者
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入義務がある場合、加入している者
- (5) 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員などに該当しない者

(6)相模原市内に本店(社)を有すること

(参考)地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 提出書類一覧

番号	提出書類	提出者 (は全者)	様式	備考
1	小規模修繕業者名簿登載申請書 (5~6ページ)		市様式	別記(3ページ)
2	代表者の印鑑証明書 <u>審査基準日以降に発行されたもの</u>		原本	法人の場合は、法人登録をしている法務局(登記所)、個人事業者の場合は、住民登録をしている市区町村において交付されます。
3	納税証明書 <u>審査基準日以降に発行されたもの</u>		写しも可	別記(3~4ページ)
4	代表者の身分証明書 <u>審査基準日以降に発行されたもの</u>	個人事業者のみ	写しも可	この証明書は、本籍地の市区町村において交付されます。
5	代表者の登記されていないことの証明書 <u>審査基準日以降に発行されたもの</u>	個人事業者のみ	写しも可	この証明書は、東京法務局において交付されず。詳細は、最寄りの法務局にお尋ねください。 <u>証明事項・・・成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと。</u>
6	<u>雇用保険の加入関係書類</u>		写し	最新の領収書の写し等(別記(4ページ))
7	<u>健康保険の加入関係書類</u>		写し	最新の領収書の写し等(別記(4ページ))

8	厚生年金保険の加入関係書類		写し	最新の領収書の写し等(別記(4ページ))
9	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書	該当者のみ	市様式	別記(8ページ)従業員がいない個人事業者等、該当者のみ提出してください。
10	暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書		市様式	別記(9ページ)第1号様式を提出してください。
11	支払金口座振替依頼書	該当者のみ	市様式	新規申請業者及び振替先変更業者のみ提出してください。用紙は、相模原市ホームページからダウンロードしてください。
12	82円切手添付の返信用封筒			82円切手を貼付したものを。 審査結果通知の発送に利用しますので、必ずあて先を記入してください。

6 提出書類の作成方法

(1) 小規模修繕業者名簿登載申請書(5～6ページ)

申請書の申請者は本店(社)の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印(登録代表者印)を使用してください。

「商号又は名称」、「代表者職氏名」、「本店(社)の所在地」、「実印」、「使用印鑑」

本店に係わる各事項を記入してください。実印(登録代表者印)以外の印鑑を見積り、契約等に使用する場合は、「使用印鑑」欄に使用印鑑を押印してください。使用印鑑は実印に類似したものを使用しないでください(実印を使用する場合は、「使用印鑑」欄は斜線を引いてください)。

なお、社印は使用できません。

「営業年数」

創業当時の起算とします。

「年間工事完成高」

直近の決算書等から、申請する業種に係わる年間工事完成高を記入してください。

「建設業許可」

建設業法第3条に規定する建設業許可の取得の有無について、該当する方に をつけてください。なお、有のときは、有する許可の内容について記入してください。

「登載を希望する修繕の種別及び実績(受注状況)」

登載を希望する業種に をつけてください。(最大、5業種まで登録可能。)なお、「(その他)」を希望する場合には、具体的な修繕(工事)内容を記入してください。「修繕(工事)受注状況」の欄には、希望する業種に係わるこれまでの主な実績を記入してください。

(2) 納税証明書

提出を要する納税証明書とその発行機関は次のとおりです。

区分	発行機関	法人	個人
国税	相模原税務署	納税証明書(その3の3) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用	納税証明書(その3の2) 「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

(注) 税務署で発行される納税証明書の(その3の2、3)とは、法人税(個人事業者の方は所得

税)または消費税及び地方消費税の両方の未納の税額がないことの証明書で過去から証明時点まで未納がない場合にのみ一枚の証明書で発行されます。

(注) 税務署で納税証明書を申請する場合には、法人の場合は代表印のある委任状で、納税証明書を申請してください。その際、委任状には、申請の権限を代理人に委任することを記載し、代理人は代理人自身の認印で申請書に押印してください。また、代理人の身分を証明する運転免許証等が必要です。

個人事業者の方は、税務署で納税証明書を申請する場合には、認印、身分を証明する運転免許証等が必要です。個人事業者も本人以外の方が納税証明書を申請するときは、上記の委任状が必要です。

相模原市税の納税証明書の提出は、不要です。

市が申請者の同意により、課税状況・納税状況等につき、関係公簿を直前2年分について調査します。

手形等で預託中のものは、完納とは認めません。

(3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類

別記(7ページ)「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類」を参照していただき、加入状況が確認できる書類(領収書の写し)又は別記(8ページ)「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」を提出してください。

(4) 82円切手添付の返信用封筒

審査終了後に審査結果通知を郵送するため、82円切手を貼った封筒に必ず貴社のあて先を記入してください。

7 提出書類の整理

各提出書類を2～3ページの『6 提出書類一覧』に記載された番号順に重ね、左上をクリップ等で綴じて提出してください。

8 申請書提出後の注意事項

登載申請後、変更があった場合は、直ちに変更届を提出してください。提出の際は、**変更箇所が確認できる書類**を添付のうえ、契約課へ直接持参、または郵送してください。

用紙は、相模原市ホームページ「産業・ビジネス」「入札・契約・建築確認情報」「申請書ダウンロード(契約関係)」「小規模修繕業者名簿登載申請(変更届)」からダウンロードしてください。

9 虚偽申請について

申請の内容に虚偽が認められた場合には、名簿登載を取消します。

< 問い合わせ先 >

相模原市役所 企画財政局 財務部 契約課(第2別館4階)

電話 042(769)8217 (直通)

FAX 042(769)5325

小規模修繕業者名簿登載申請書

…記入不要です

申請区分	受付番号	受付者
新規・継続		

相 模 原 市 長 あて 平成 年 月 日

平成29・30年度に相模原市が発注する小規模修繕の業者名簿に登載を希望するので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

小規模修繕業者名簿登載申請のため、相模原市の法人市民税、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

(ふりがな) 商号又は名称 (ふりがな) 代表者職氏名 本店(社)の所在地 〒 - 相模原市 電話 () FAX () 携帯電話 ()	実 印 使用印鑑 実印使用の場合は斜線
---	---

営業年数	年 月より	年間	資 本 金	千円
年間工事完成高	(直近の決算から)	千円	職 員 数	人
建設業許可	有・無	有のとき	() 許 可 (般・特 -) 第() 号 種 類 ()	

登載申請書の作成者及び連絡先
(行政書士等の委任を受けた作成者は押印してください)

作成者 印

連絡先

T E L

登載を希望する修繕の種別及び実績(受注状況)

登 載 を 希 望 す る 修 繕 の 種 別			希 望 (最大5つまで をつける)
No.	登録希望業務	主 な 例 示	
1	土木	道路(側溝、舗装等)、下水(マンホール等)、その他	
2	とび・土工・コンクリート	施設内の舗装、足場等仮設、工作物解体、ネット・フェンス、その他	
3	大工	型枠、造作、間仕切り等木部、壁、その他	
4	左官	土間、スロープ、段差補修、タイル、ブロック、モルタル、その他	
5	板金	建築板金、板金加工取付、その他	
6	建具	ドア、扉、鍵、サッシ、シャッター、網戸、襖、障子、家具、その他	
7	畳	畳、その他	
8	内装	天井、床、絨毯、カーテン、ブラインド、クロス、その他	
9	屋根、外壁	屋根、瓦、スレート、庇、雨樋、外壁、その他	
10	窓、ガラス	窓、ガラス加工取付け・交換、その他	
11	塗装、防水	塗装・防水塗装、防水、その他	
12	電気設備	照明設備、漏電、電気配線、絶縁、コンセント、スイッチ、その他	
13	給排水衛生設備	給水管、水道蛇口、洗面台、排水管、トイレ、ポンプ、その他	
14	空調設備	冷暖房設備、排気・換気設備、エアコン室外機、換気扇、その他	
15	通信設備	テレビアンテナ、放送設備、共聴設備、電話、FAX、その他	
16	ガス設備	ガス空調設備、ガス給湯器、ガス配管、その他	
17	消防設備	火災報知設備、誘導灯設備、煙感知設備、消火栓設備、その他	
18	造園	植栽、除草、公園整備、その他	
19	その他	(具体的に手掛ける内容を記入)	

修繕(工事)受注状況 (希望修繕種別に関する主な実績を記入してください)				
No.	履行時期	発注者	内 容(下請の実績も含む)	請負金額
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円

個人情報保護の観点から、発注者や内容欄に個人名等を記載しないようにしてください。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類一覧

関係書類	内 訳	内 容
雇用保険の加入関係書類 加入義務があれば1を添付、 加入義務がなければ2を添付	1 労働局等に納付の場合	労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書の写し(原則、申請日から直近の1回分) 分納の場合は、最低1期分を添付
	2 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付
健康保険の加入関係書類 加入義務があれば1～2のいずれかを添付、加入義務がなければ3を添付	1 年金事務所又は健康保険組合に加入の場合	年金事務所又は健康保険組合発行の保険料の領収書の写し
	2 建設国保組合に加入の場合	建設国保加入証明書(申請日から1ヶ月以内の原本)
	3 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付
厚生年金保険の加入関係書類 加入義務があれば1を添付、 加入義務がなければ2を添付	1 年金事務所に加入の場合	厚生年金保険料の領収書の写し
	2 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付

【注意事項】

健康保険、厚生年金保険の領収書の写しについては、原則、申請日から3ヶ月以内の領収書のうち最新のものを添付してください。

領収書の写しは、保険料の支払いが確認できる下記書類等のいずれかを添付してください。

領収印が押された領収書

口座振替した場合の領収済通知書(領収済通知書は「保険料 円を金融機関から口座振替により受領しました。日付、印」が記載されているものです。様式は健康保険組合等により異なります。)

口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)の写しを併せて添付してください。(通帳の写しの不要な部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません。)

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書

相模原市長あて

本社所在地
商号または名称
代表者 職・氏名

印

次の理由により、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについて届け出ます。

1 雇用保険について

従業員がいないため、加入義務がありません。

その他（理由を下記に記入してください）

(理由)

<その他の理由の場合は必ず労働局等に確認し、下記の日付・機関を記入してください>
平成 年 月 日に関係機関「 」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

2 健康保険について

個人事業所で従業員5人未満のため、加入義務がありません。

（法人の事業所は代表者1人でも原則加入が義務付けられているため、加入義務がない理由を、必ずその他の理由に記入してください）

その他（理由を下記に記入してください）

(理由)

<その他の理由の場合は必ず年金事務所等に確認し、下記の日付・機関を記入してください>
平成 年 月 日に関係機関「 」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

3 厚生年金保険について

個人事業所で従業員5人未満のため、加入義務がありません。

（法人の事業所は代表者1人でも原則加入が義務付けられているため、加入義務がない理由を、必ずその他の理由に記入してください）

その他（理由を下記に記入してください）

(理由)

<その他の理由の場合は必ず年金事務所等に確認し、下記の日付・機関を記入してください>
平成 年 月 日に関係機関「 」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

該当する保険の欄にチェックしてください。

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

平成 年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住所
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
氏名又は代表者名 印
生年月日 年 月 日生
性別 男・女

小規模修繕業者名簿登載の申請にあたり、申請者（法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。以下同じ。）が相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。）第2条第2号から第5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約し、申請者が法人その他の団体の場合には別紙「第2号様式」の提出を求められた場合は速やかに提出すること及び下記に定める事項について確認・同意します。

記

- 1 市長は、申請者が排除対象者であるか否かの確認のため、本様式及び別紙「第2号様式」に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会する。
- 2 申請者が排除対象者である場合は、市長は下記のとおり取扱うものとする。
 - (1) 申請者は見積に参加できない。
 - (2) 申請者の採用決定を取り消す。
 - (3) 申請者と契約を締結しない、または申請者との契約を解除することができる。
 - (4) 申請者と締結している他の契約を解除することができる。
- 3 上記2の結果、申請者に損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		
			T、S、H .		

(法人その他の団体の場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)についても記載してください。)

記載された全ての者は、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

また、別紙「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」(第1号様式)に記載された事項について確認・同意しております。

商号又は名称
代表者氏名

印

〒252 - 5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 契約課

『小規模修繕業者名簿登載申請書』在中